

は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、関係当事者間において

調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間

に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合

意があること。

三 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消

すことができる。

(資料提供の要求等)

第二十六条 委員会は、当該委員会に係属する事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十七条 この節に定めるもののほか、調停の手続に關し必要な事項は、厚生労働省令で定めること。

第四章 雜則

(調査等)

第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に關し必要な調査研究を実施するものとする。

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に關し、關係行政機關の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、事業主に対し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徵収並びに助言、指導及び勧告)

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、事業主に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項及び第二項(第十一条の三第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において準用する場合を含む)、第十二条の三第一項、第十二条第一項の規定に違反している事

業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第三十一条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第一百三十号)第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に關しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項

(同条第六項、第十条第二項、第十一条第五項、第五项)

第十一条の三第四項及び第十三条第三項において準用する場合を含む)、第十条第一項、第十一条第四項、第十一条第三項、第十二条第二項、第十一条第五項、第十一

条第三第四項及び第十三条第三項において準用する場合を含む)。中「労働政策審議会」とあ

るのは、「交通政策審議会」と、第六条第二号、

第七条、第九条第三項、第十二条の三第一項、

第十二条、第十三条の一及び第二十九条第二項

中「厚生労働省令」とあるのは、「国土交通省令」と、第九条第三項中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)」第六十五条第一項の規

定による休業を請求し、又は同項若しくは同条

第二項の規定による休業をしたこと」とあるの

は、「船員法(昭和二十二年法律第百号)」第八十

七条第一項又は第二項の規定によつて作業に從

事しなかつたこと」と、第十二条の三第一項中

「労働基準法第六十五条第一項の規定による休

業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規

定による休業をしたこと」とあるのは、「船員法

第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作

業に從事しなかつたこと」と、第十七条第一

項、第十八条第一項及び第二十九条第二項中

「都道府県労働局長」とあるのは、「地方運輸局

長(運輸監理部長を含む)」と、第十八条第一

項中「第六条第一項の紛糾調整委員会(以下

「委員会」という。)」とあるのは、「第二十一

条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されてい

る者のうちから指名する調停員」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第十八条第

二項(「並びに」とあるのは、「女性の職業

生活における活躍の推進に関する法律(平成二

十七年法律第六十四号)第八条第一項に規定す

る一般事業主行動計画に基づく取組及び同法第

二十条の規定による情報の公表の推進のための

措置並びに」とする。

4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、その地位は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

5 第二十二条から第二十七条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第二十二条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む)」が置かれた地方運輸局(運輸監理部を含む)」と、第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱つている」と、第二十七条中「この節」とあるのは「第三十二条第三項から第五項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

6 第二十二条中「この節」とあるのは、「第三十二条第三節、前章、第二十九条及び第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二节(第十三条の二を除く)の規定は、一般職の国家公務員(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号の職員を除く)、裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の適用を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

7 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

8 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

9 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

10 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

11 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

12 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

13 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

14 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

15 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

16 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

17 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

18 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

19 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

20 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

21 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

22 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

23 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

24 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

25 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

26 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

27 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

28 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

29 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

30 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

31 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

32 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

33 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

34 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

35 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

36 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

37 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

38 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

39 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

40 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

41 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

42 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

43 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

44 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

45 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

46 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

47 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

48 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

49 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

50 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

51 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

52 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

53 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

54 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

55 第二十二条第一項の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるとときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (昭和六〇年六月一日法律第四五

号)抄

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第二十条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第一条の規定による改正後の雇用の法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

(附 則 (平成三年五月一五日法律第七六

号)抄

第一条 この法律は、平成四年十月一日から施行する。

(附 則 (平成七年六月九日法律第一〇七

号)抄

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。

(附 則 (平成七年五月一五日法律第七六

号)抄

第一条 この法律は、平成七年十一月一日から施行する。

(附 則 (平成七年五月一五日法律第七六

号)抄

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。

えて適用する同法第五条第一項の規定により指名するあつせん員に係属している同項のあつせんに係る紛争については、第五条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十六条及び第八条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第五条、第六条及び第八条の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第三十三条 他の経過措置の政令への委任

第三十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定

(政令への委任)
(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和二年三月三一日法律第一四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定

公布の日

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

公布の日